

人事・報酬等諮問委員会の設置及び執行役員制度の見直しのお知らせ

当社は、この度、コーポレート・ガバナンスのより一層の充実と強化を図るために、人事・報酬等諮問委員会の設置及び執行役員制度の見直しを行うこととしました。

当社は、株主及び投資家はもとより地域社会・お客さま・取引先・従業員等のステークホルダーからの信頼と期待に応えられる企業であり続けることを企業活動の基本とし、今後も会社の持続的な成長・発展と長期的な企業価値の向上に努めてまいります。

なお、概要につきましては、下記のとおりであります。

記

1. 人事・報酬等諮問委員会の設置(任意)

(1) 目的

取締役会の機能の独立性・客観性及び説明責任を強化するために、指名・報酬等に関わる特に重要な事項を検討するにあたり、独立社外取締役を含めた任意の諮問委員会を設置することとしました。

(2) 構成員

独立社外取締役、社外有識者、代表取締役会長、代表取締役社長

(3) 諮問事項

- ① 役員の報酬に係る事項
- ② 役員の選任に係る事項
- ③ その他コーポレート・ガバナンスに係る事項

(4) 設置日

2017年2月28日

2. 執行役員制度の見直し

(1) 目的

取締役会の意思決定及び監督機能の充実・強化と業務執行の迅速化を図るため、2005年6月に執行役員制度を導入し、取締役の員数を削減するなど経営機構の改革を行ってまいりました。

この度、取締役会の役割について監督機能(モニタリング)を重視し、執行役員の業務執行に関する権限と責任をより明確にした体制とするために、2017年6月予定の役員人事から制度を見直しすることとしました。

(2) 主な改正項目

- ① 取締役と執行役員を兼務することができる
- ② 業務執行上の職責に応じた役付執行役員(社長執行役員、常務執行役員、上席執行役員など)を新設
- ③ 執行役員の業務執行を明確化

以上